

第 66 号議案

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例の件
神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 3 年 11 月 29 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例
神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（平成 30 年 3 月 条例第 21 号）の一
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(個人の市民税の均等割の税率の特 例) 第 9 条 [略] 2 平成 31 年度から <u>令和 6 年度</u> までの 各年度分の個人の市民税に係る均等 割の税率は、神戸市市税条例（昭和 25 年 8 月 条例第 199 号）第 21 条第 1 項 の規定にかかわらず、同項に規定す る額に 400 円を加算した額とする。 3、4 [略]	(個人の市民税の均等割の税率の特 例) 第 9 条 [略] 2 平成 31 年度から <u>平成 33 年度</u> までの 各年度分の個人の市民税に係る均等 割の税率は、神戸市市税条例（昭和 25 年 8 月 条例第 199 号）第 21 条第 1 項 の規定にかかわらず、同項に規定す る額に 400 円を加算した額とする。 3、4 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

認知症の人にやさしいまちづくりを推進するに当たり、条例を改正する必要があるため。